

10月より

住民税の年金からの引き落としへ特別徴収制度が始まります。

現在、年金を受給されており住民税を納付する義務のある方には、年4回、市役所や金融機関などに出向き、住民税を納めていただいています。この制度の導入により、年金を支給する社会保険庁などの年金保険者が住民税を年金保険者が住民税を年金から引き落とし、市へ直接納入するため、納税の手間が省かれるとともに、事務の効率化を図ることが出来ます。

4月1日現在で65歳以上の年金受給者のうち、住民税の納付義務のある方が対象です。

65歳以上の方の年金所得に係る住民税の納税方法が変わります。この制度の対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方」です。ただし、次に挙げる方については、対象となりません。

- ◆介護保険料が年金から引き落としされていない方
- ◆引き落としされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方 など

引き落としの対象となる年金

とは…

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金などを言います。障害年金や遺族年金などの非課税の年金からは、住民税の引き落としはされません。

引き落としされる住民税額は…

引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書で納めていただくこととなります。

引き落としが中止となる場合とは…

引き落とし開始後、市外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合

は、引き落としが中止となり、普通徴収（納付書により市役所や金融機関などで納める方法）により納めていただくこととなります。

10月支給分の年金から引き落としが始まります。

引き落としの開始は、10月支給分の年金からとなります。そのため、本年度の住民税額の半分（6月分・8月分）については、これまでどおり納付書で納めていただくこととなります。

新たな税負担が生じるものではありません。

住民税の年金から引き落とし（特別徴収制度）の導入は、納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

※詳細は次のホームページからも確認できます。

○総務省

<http://www.soumu.go.jp/>

○全国地方税務協議会

<http://www.zenzeikyoo.jp/>

■問合先／税務課 市民税第一係

☎58 151111・751

3111、内線1122

(例) 住民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

■本年度の納め方

月	納付書で納める (普通徴収)		年金から引き落とし (特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6・8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納めていただきます。10・12・2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。

■平成22年度以降の納め方

月	年金から引き落とし (特別徴収)					
	6月	8月	8月	10月	12月	2月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	昨年度2月と同じ額			22年度の年税額の残りの1/3ずつ		

4・6・8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落とします。10・12・2月は、年税額から4～6月分を差し引いた残りの税額を引き落とします。

